

# 確認書の記入のご案内 (確認書記入の5つの手順)

## はじめに

- この確認書は、支給要件に該当するかを判定するために、**①世帯や課税の状況、受給の意思等について確認し、②税制上の扶養関係や所得の申告状況について誓約**いただくものです。
- お届けした確認書は、世帯主が**世帯を代表して確認**し、記入することを前提としている点にご注意ください。
- 確認書を記入する際には、**ご家族とよく確認し合ってください**。

### 手順 1

確認書の宛名と提出期日の確認

### 手順 2

金融機関口座の確認

### 手順 3

確認内容（世帯主の方による誓約）

### 手順 4

辞退・氏名・確認日・連絡先

### 手順 5

金融機関口座の指定  
(※手順2で確認した口座以外を指定する場合)

## 手順 1

### 確認書の宛名と提出期日の確認

第1号様式(第6条関係) 「大府市住民税非  
確認書提出期日 令和7年 月 日  
※上の「確認書提出期日」までに同封の返信用封筒で返送してください。

〒474-8701  
中央町五丁目70番地

大府マンション101号室

大府 太郎

確認書は、記載された**提出期日**までに提出してください。期日を過ぎた場合は、給付金の受取りを**辞退したもの**として取り扱います。

この確認書は、**令和6年12月13日現在の世帯主**の方に確認いただくためにお届けしたものです。

## 手順 2

### 金融機関口座の確認

確認書表面の「支給予定」の欄の「支給口座」の記載を確認してください。

支給 予 定	[支給方法]	口座振込		
	[支給予定日]	確認書を受理した日からおよそ1か月後		
	[支給口座]	金融機関名:〇〇銀行	支店名:〇〇支店	口座種別:普通
		口座番号:1234567	口座名義:オオブ タロウ	
		※「大府市低所得世帯生活支援特別給付金」等を支給した口座を表示しています。		
	[支給金額]	30,000円	[こどもの人数]	0人

#### 金融機関口座が記載されている場合

- 給付金を受け取る口座でよいか確認してください。
- 解約等の理由によって、別の口座を指定する場合には、別途手続きが必要です。

詳しくは手順 5 へ

#### 金融機関口座が記載されていない場合

- 給付金の受取口座を指定する必要があります。

詳しくは手順 5 へ

## 手順 3

### 確認内容（世帯主の方による誓約）

- この確認書は、あらかじめ市が令和6年度の住民税の課税内容を調査した結果、**給付金の支給対象になると思われる世帯**の世帯主に対して送付しています。
- 市が事前に実施した調査では、世帯状況の全てを把握できないため、それぞれの世帯の状況について、**世帯の代表者が確認する必要があります**。
- **税制上の扶養関係**や**所得の申告状況等**については、この確認書の記入によって誓約する必要があります。

！ 確認内容が誤っていた場合、支給した給付金の返還を求められることがあります。  
意図的に虚偽の確認をした場合には、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。

■世帯主の方が記入してください。  
確認欄（以下の項目を確認し、確認後にチェック欄の口に✓印を記入してください。）

<input type="checkbox"/>	確認内容①	大府市又は他の自治体から、令和6年度課税情報に基づく住民税非課税世帯を対象とした給付金（3万円）を受け取っていません。 （すでにこの給付金を受給した世帯又は受給した世帯）
<input type="checkbox"/>	確認内容②	世帯全員が、令和6年度住民税を課税されている世帯です。 （住民税が課税されている者の扶養親族等のみで構成する世帯を除く）
<input type="checkbox"/>	確認内容③	世帯の中に、令和6年度住民税が課税となる所得があるのに未申告である者はいません。
<input type="checkbox"/>	確認内容④	世帯の中に、住民税の租税条約に関する届出書を提出している者はいません。
<input type="checkbox"/>	確認内容⑤	上の「支給予定」欄に記載された「支給金額」及び「こどもの人数」に誤りはありません。

**全ての**確認内容（①～⑤）を  
世帯の代表者が確認してください。

※確認内容①～⑤の全てに✓がある場合に限り、支給対象者に該当し、給付金を受け取ることができます。  
（いずれか1つでも✓がない場合は、給付金を受け取ることができません。）

## 確認内容①

### 給付金の給付状況

- この給付金（3万円）は、1世帯に対して1度のみ給付されるものです。
- すでに大府市や他の市区町村で給付金を受け取っている場合には、新たに支給されることはありません。
- すでに世帯の中に、給付金を受け取っている方がいないか、家族で確認し合ってください。

✓	確認内容①	大府市又は他の自治体から、令和6年度の課税情報に基づく住民税非課税世帯を対象とした給付金（3万円）を受け取っていません。 （すでにこの給付金を受給した世帯又は受給した世帯の世帯主を含む世帯ではありません。）
---	-------	--

## 確認内容②

### 扶養の状況

- この給付金は、非課税世帯に対して給付されるものです。
- この制度における非課税世帯とは、次の（1）～（3）の全てを満たす世帯です。

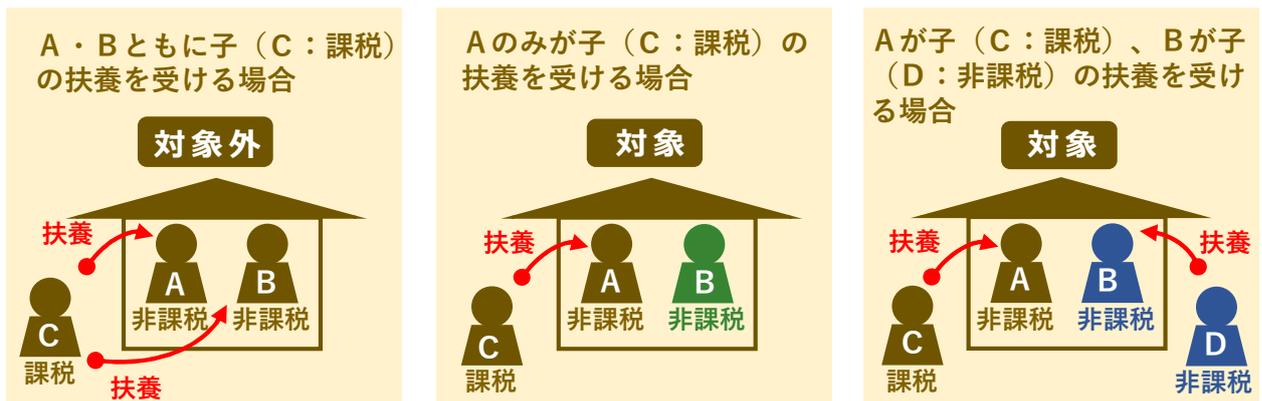
- 基準日（令和6年12月13日）において大府市に住民登録がある世帯であること。
- 世帯に属する全ての世帯員が令和6年度の住民税が非課税であること。
- 住民税が課税されている親族等に扶養されている被扶養者のみで構成される世帯でないこと。

### 「住民税が課税されている親族等に扶養されている被扶養者のみで構成される世帯」の例

- ◆ 親（課税）に扶養されている一人暮らし大学生（非課税）の単身世帯
- ◆ 離れて暮らす子（課税）に扶養されている年金暮らしの両親（ともに非課税）の世帯
- ◆ 単身赴任中（国内）の夫（課税）から扶養されている妻子（ともに非課税）の世帯

※世帯の中に、課税されている方からの扶養を受けている方がいたとしても、それが全員でなければ（課税されている方からの扶養を受けていない方が一人でもいれば）、支給対象となります。

#### 世帯主（A）と配偶者（B）の二人世帯（ともに非課税）の場合



## 確認のポイント

### 確認する相手

- ◆ 一緒に住んでいる親族（配偶者や親、きょうだい、子など）
- ◆ 離れて暮らしている親族（配偶者や親、きょうだい、子など）

### 確認する内容

- ◆ あなたやあなたの世帯の方が、他の親族等の税法上の扶養親族等に該当していないか。
- ◆ 世帯の全員が扶養を受けている場合、扶養する方に令和6年度の住民税が課税されているか。

（世帯の全員が扶養親族等に該当する場合で、扶養する方に令和6年度の住民税が課税されている場合には、「確認内容②」をチェックいただけません。）

- ※ この制度での扶養とは、税法上（令和6年度＝令和5年中の所得で計算）の扶養控除等を指します（健康保険の扶養とは異なります。）。
- ※ 扶養親族等には、市町村民税の課税者と生計を同一にする配偶者、地方税法の規定による扶養親族（16歳未満の者を含む。）のほか、同法の規定による青色事業専従者及び事業専従者が含まれます。
- ※ あなたやあなたの世帯の方が、扶養されているかどうかは、あなたやあなたの世帯の方の親族が、所得税確定申告や、勤務先での年末調整、受給中の公的年金の扶養親族等の申告でどのように届け出したかによって異なります。
- ※ 大府市で把握可能な住民税の課税内容であっても、個人情報保護の観点から電話での問合せには、お答えできません。

- ・ ご家族とよく話し合っ、税法上の扶養関係について確認してください。

<input checked="" type="checkbox"/>	確認内容②	世帯の全員が、令和6年度の住民税を課税されている他の親族等の扶養を受けていません。 （住民税が課税されている者の扶養親族等のみから構成される世帯ではありません。）
-------------------------------------	-------	--

### 確認内容③

### 所得の申告状況

- ・ この給付金は、令和6年度の住民税の課税状況によって、給付対象を判断するものです。
- ・ 令和5年中の所得が正しく申告されていない場合は、給付対象であるかどうか適切に判断されないことがあります。
- ・ 世帯の中に、課税される所得があるのに、申告を済ませていない方がいないかご家族で確認し合ってください。

## 確認のポイント

### 確認する相手

- ◆ 一緒に住んでいる親族（配偶者や親、きょうだい、子など）

### 確認する内容

- ◆ あなたやあなたの世帯の方に、令和5年中に課税される所得（給与、事業、不動産、公的年金（障害年金や遺族年金などの非課税のものを除く。）など）があるにもかかわらず、未申告の方がいないか。  
（課税所得があるのに未申告の方がいる場合は、「確認内容③」をチェックいただけません。）
- ※ 所得の申告は、所得税確定申告のほか、住民税申告、勤務先を通じた年末調整、受給中の公的年金の扶養親族等の申告等の手続によって行われます。
- ※ 令和6年度の住民税は、令和5年中の所得や生活状況について申告することで、令和6年1月1日にお住まいの市区町村において課税計算されます。
- ※ 大府市で把握可能な住民税の課税内容であっても、個人情報保護の観点から電話での問合せには、お答えできません。

- ・ ご家族とよく話し合っ、所得未申告の方がいないか確認してください。

<input checked="" type="checkbox"/>	確認内容③	世帯の中に、令和6年度の住民税が課税となる所得があるのに未申告である者はいません。
-------------------------------------	-------	---

### 確認内容④

### 租税条約の届出状況

- ・ 租税条約に基づいて国内での住民税の課税を免除する届け出を行った方は、給付金の対象となりません。
- ・ 世帯の中に、住民税の租税条約に関する届出書を提出した方がいないか、家族で確認し合ってください。
  - 世帯の全員が海外での所得に心当たりがない場合には、「確認内容④」をチェックしていただいて差支えありません。
  - 海外からの研修生や実習生の場合には、勤務先への確認が必要です。
- ※ 租税条約は、所得税や地方税の国際間での二重課税や租税回避の防止等のために日本と相手国との間で特別な取決めを条約として定めたものです。
- ※ 租税条約に関する届出は、勤務先を通じて税務署・市区町村に毎年提出することとされています。

<input checked="" type="checkbox"/>	確認内容④	世帯の中に、住民税の租税条約に関する届出書を提出している者はいません。
-------------------------------------	-------	-------------------------------------

## 確認内容⑤

## 支給金額とこどもの人数

支給 予定	[支給口座] 世帯主名義の金融機関口座を
	[支給金額] 30,000円 [こどもの人数] 0人 ※1世帯あたり3万円(同一世帯に18歳以下のこども(平成18年4月2日以降に生まれたこども)がいる場合、対象となるこども1人あたり2万円を加算して支給します。)

**支給金額**  
3万円にこどもの人数に応じた加算額を合算した金額が表示されています。

**こどもの人数**  
基準日(令和6年12月13日)現在の世帯内の18歳以下のこども(平成18年4月2日以降に生まれたこども)の人数が表示されています。

支給金額 (世帯当たり)	30,000円
こども加算 (こども1人当たり)	20,000円

確認内容⑤ 上の「支給予定」欄に記載された「支給金額」及び「こどもの人数」に誤りはありません。

## 手順4

### 辞退・氏名・確認日・連絡先

- 誰が、いつ、世帯を代表して確認をしたか、明記する必要があります。
- 世帯主本人による確認を原則としています。  
(単に代筆するだけの場合には、世帯主本人の氏名で手続きしてください。)

### 代理人によるお手続き

世帯主の方が入院や施設入所のほか、心身の状況によって本人による確認が困難な場合には、代理人による確認も可能です。

#### 代理手続可能な方

- ◆ 対象世帯の世帯員
- ◆ 法定代理人(親権者、未成年後見人、成年後見人、保佐人、補助人)
- ◆ 親族やその他、日頃から世帯主の方の身の回りの世話をしている方

#### 代理手続きの方法

裏面の委任状【代理確認・受領を行う場合の記入欄】を記入してください。  
委任する方(世帯主)の自署又は記名押印が必要です。

- ◆ 世帯主本人と代理人(委任される方)双方の本人確認書類の写しが必要です。
- ◆ 給付金の受領を代理される場合は、口座情報が分かるもの(通帳やキャッシュカードの写し)を添えてください。
- ◆ 成年後見人、保佐人又は補助人が代理申請を行う場合、世帯主との関係を示すものとして、成年後見登記制度に基づく登記事項証明書、代理権目録の写しも必要です。

給付金を**受給しない場合**には、**□欄に×印**を記入してください。

※確認内容①～⑤の全てに**✓**がある。  
(いずれか1つでも**✓**がない場合は、給付金を受け取ることができません。)

※記入された内容について、市から確認の連絡をさせていただく場合があります。  
※確認内容が誤っていた場合には、支給した給付金の返還を求める場合があります。  
また、意図的に虚偽の確認をした場合には、不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。

この給付金を受給しない場合(受取りを辞退する場合には、下の□に×印を記入してください。)

辞退確認 私の世界帯は、給付金を受給しません。

■上記の記入内容に間違いありません。

世帯主 氏名	確認日	令和 年 月 日	連絡先 電話番号	-	-
-----------	-----	----------	-------------	---	---

※代理人が確認する場合は、「世帯主氏名」欄には代理人名を記入し、裏面の「代理確認・支給を行う場合の記入欄」にも記入してください(単に、本人の記入を代筆補助されるだけの場合には、裏面の記入は不要です。)

世帯の代表者として**世帯主本人**が確認し、記入する欄です。  
※代理人が確認する場合には、裏面の記入と書類添付が必要です。  
※世帯主の意思に基づいて、ご家族が単に代筆作業されるだけの場合には、世帯主の方の氏名を記入してください。

日中、連絡がとりやすい  
連絡先を記入してください。

## 手順 5

### 金融機関口座の指定 (手順2で確認した口座以外を指定する場合)

■ 解約等の理由によって、過去に給付した給付金の受取口座とは別の口座を指定する場合や、市が口座を把握できていない場合は、この給付金を受け取る金融機関口座を指定する必要があります。

**世帯主名義**の金融機関口座を指定してください。

- 裏面に通帳やキャッシュカードのコピーを貼付してください。
- 裏面に口座名義人の本人確認書類を貼付してください。



#### 【支給口座の登録・変更欄】

表面の「支給予定」欄の口座に代えて(又は表面の口座欄に記載がない場合)、次の口座への振込みを希望します。

※記載された口座を既に解約しているなどの理由で表面の口座とは異なる口座への振込みを希望する場合や、表面の口座欄に口座情報が記載されていない場合には、以下の欄に記入してください。(長期入出金のない口座を記入しないでください。)

※指定口座  
・世帯主名義の金融機関口座を指定してください。  
・下の欄に世帯主名義の口座情報を記入し、添付書類の貼付欄に金融機関口座確認書類(通帳等のコピー)及び本人確認書類を貼付してください。

金融機関名	支店名	種別	口座番号	口座名義(カナ)
1. 銀行 2. 金庫 3. 信組 4. 信連 5. 農協 6. 漁協 7. 信漁連	本・支店 出張所	1. 普通 2. 当座	※右詰で記入してください。	※通帳・カードの表記に合わせてください。
金融機関番号	店番			

※ゆうちょ銀行を指定される場合で、貯金通帳見開き下部に記載された振込用の「店名・預金種目・口座番号(7桁)」が分からない場合には、下の欄に記入してください。

ゆうちょ銀行	通帳記号	通帳番号	口座名義(カナ)
ゆうちょ銀行を指定される場合には、貯金通帳の見開き左上欄又はキャッシュカードに記載された記号・番号(8桁)を記入してください。	※	※右詰で記入してください。	※通帳・カードの表記に合わせてください。
	1 0		

(注) 金融機関で口座を作ることができないなど、どうしても口座振込による受取りができない方は、市にお問い合わせください。

ゆうちょ銀行の場合で、振込用の「店名・預金種目・口座番号(7桁)」が分からない場合には、下の欄に記号・番号(8桁)を記入してください。

# おわりに

- 記入が終わった確認書に記入の漏れや不備がないか見直ししてください。
- 必要な書類の添付が漏れていないか確認してください。
- 完成した確認書は、同封の返信用封筒を利用するなどして郵便ポストに投函してください。

## 見直しのポイント①

### 確認内容①～⑤

■世帯主の方が記入してください。  
 確認欄（以下の項目を確認し、確認後にチェック欄の口に✓印を記入してください。）

<input type="checkbox"/>	確認内容①	大府市又は他の自治体から、令和6年度課税情報に基づく住民税非課税世帯を対象とした給付金(3万円)を受け取っていません。 <small>(すでにこの給付金を受給した世帯又は受給した世帯の世帯主を含む世帯ではありません。)</small>
<input type="checkbox"/>	確認内容②	世帯全員が、令和6年度住民税を課税されている他の親族等の扶養を受けていません。 <small>(住民税が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯ではありません。)</small>
<input type="checkbox"/>	確認内容③	世帯の中に、令和6年度住民税が課税となる所得があるのに未申告である者はいません。
<input type="checkbox"/>	確認内容④	世帯の中に、住民税の租税条約に関する届出書を提出している者はいません。
<input type="checkbox"/>	確認内容⑤	上の「支給予定」欄に記載された「支給金額」及び

※確認内容①～⑤の全てに✓がある場合に限り、支給対象者に該当し、給付  
(いずれか一つでも✓がない場合は、給付金を受け取ることができません。)

**全ての項目**に✓印がありますか。  
 詳細は、手順3を確認してください。

## 見直しのポイント②

### 辞退・氏名・確認日・連絡先

■上記の記入内容に間違いありません。

世帯主 氏名	確認日	令和 年 月 日	連絡先 電話番号	-	-
-----------	-----	----------	-------------	---	---

※代理人が確認する場合は、「世帯主氏名」欄には代理人名を記入し、裏面の「代理確認・受給を行う場合の記入欄」にも記入してください(単に、本人の記入を代筆補助されるだけの場合には、裏面の記入は不要です。)

**全ての項目**に記入がありますか。  
 詳細は、手順4を確認してください。

## 見直しのポイント③

### 金融機関口座の確認

支 給 予 定	[支給方法]	口座振込		
	[支給予定日]	確認書を受理した日からおよそ1か月後		
	[支給口座]	金融機関名: ○○銀行	支店名: ○○支店	口座種別: 普通
		口座番号: 1234567	口座名義: オオブ タロウ	※「大府市低所得世帯生活支援特別給付金」等を支給した口座を表示しています。
	[支給金額]	30,000円	[こどもの人数]	0人

**金融機関口座**は、記載されていますか。  
 詳細は、手順2を確認してください。

## 見直しのポイント④

### 裏面の記入・書類の添付

- 受取口座を別途指定した場合や、代理人が手続きをする場合には、裏面をよく読んで、必要事項の記入や、必要書類の添付をお願いします。